

ゴルフ用品補償特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」およびゴルファー特別約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特別約款	ゴルファー特別約款をいいます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
盗難	盗賊または不法侵入者による破損または汚損を含みます。
保険価額	ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のゴルフ用品の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、ゴルフ場構内において、ゴルフ用品について、次のいずれかの事由（以下「事故」といいます。）により生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損

第2条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内または国外において生じた事故による損害に対して保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限りま。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族^(注3)の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きま。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者

に代わってゴルフ用品を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

- ⑨ ゴルフ用品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑩ ゴルフ用品のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であってゴルフ用品の機能に支障をきたさない損害
- ⑪ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（支払保険金）

当社は、第5条（損害額の決定）の規定によって算出した損害額の全額に対して、保険金額を限度として、保険金を支払います。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) ゴルフ用品の損傷を修繕し得る場合においては、そのゴルフ用品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含みません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用ならびに(1)および(2)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益なもの
 - ② 第6条(1)④に規定する手続のために必要な費用
- (4) (1)から(3)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じたゴルフ用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」のことを履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を差し引いて保険金を支払います。
② ゴルフ用品について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ ゴルフ用品が盗難にあった場合には、遅滞なく警察署に届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注) について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)③もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、事故による損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 損害見積書
④ ゴルフ用品の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(8) ゴルフ用品について損害が生じた場合は、当社は、次のことを行うことができます。

① 事故が生じたゴルフ用品を調査すること。

② ①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を調査すること。

③ ①のゴルフ用品または被保険者の所有する他のゴルフ用品の全部または一部を一時他に移転すること。

(9) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第8条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が保険金を支払った場合は、ゴルフ用品の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、被保険者に属するものとします。

(2) 盗取されたゴルフ用品について、当社が保険金を支払う前にそのゴルフ用品が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(3)①に定める費用を除き、その回収物について盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取されたゴルフ用品について、当社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権その他の物権は、保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額^(注)を当社に支払って、そのゴルフ用品の所有権その他の物権を取得することができます。

(4) (2)または(3)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じたゴルフ用品の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

(注) 支払を受けた保険金に相当する額

第5条（損害額の決定）(3)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第9条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取されたゴルフ用品を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（保険金支払後の保険金額）

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を控除した残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。